

## 会 議 録

会議の名称	平成17年度 第4回西東京市環境審議会
開催日時	平成17年10月24日(月) 19時00分から21時13分まで
開催場所	西東京市役所田無庁舎横インゲビル3階 第3・4会議室
出席者	<p>【委員】石部委員、一方井委員、大森委員、木内委員、外山委員、檜垣委員、齋藤委員、保谷委員、松永委員、伊藤委員、伊豆田委員、市川委員、大月委員、金成委員、中村(賢)委員、大町委員</p> <p>【事務局】大森環境防災部長、山本環境保全課長、櫻井環境保全課長補佐、横山環境計画係主事</p>
議 題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.開会</li> <li>2.あいさつ</li> <li>3.前回会議録の確認について</li> <li>4.市長への答申について(状況報告等)</li> <li>5.西東京市環境白書について</li> <li>6.その他</li> <li>7.閉会</li> </ol>
会議資料の名称	資料 西東京市環境白書～平成15年度環境年次報告書～ 「環境講演会」のお知らせ
記録方法	全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会 議 内 容	
<p>(19時00分開会)</p> <p>一方井副会長          本日は、ご多忙のところ、お集まりいただきありがとうございます。          会長が公務により出席できないとのことですので、本日は私が会長に代わって議事の進行を務めさせていただきます。みなさんのご協力をお願いいたします。          それでは定刻になりましたので、ただ今から第4回環境審議会を開会したいと思います。本日は多摩環境事務所の中村委員、東京ガス(株)の宇都宮委員から欠席のご連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。          なお、9月28日に市長へ答申を提出いたしました。その時の報告については、本日の次第3でご報告したいと思いますので、よろしく願いいたします。          はじめに事務局から報告事項がありますでしょうか。</p> <p>山本環境保全課長          この場での報告事項はございませんが、後ほど「その他」のときに施設見学会のご提案並びに環境講演会のご案内をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願</p>	

いたします。事務局からは以上でございます。

一方井副会長

それでは次第にそって会議を進めさせていただきたいと思います。

会議次第の2「前回会議録の確認について」ということですが、あらかじめ事務局から郵送で配布されていると思います。会議録の修正箇所がある場合は、挙手のうえご発言をお願いします。市川委員どうぞ。

市川委員

9頁、下から2番目の市川の部分ですが、一部文書が分かりづらいので訂正していただきたいのですが、「～平成15年10月に法律が施行されと記載されていますが、一部施行だと思えます。」に変更していただきたいと思います。3行目の部分も「～平成16年9月に」とありますが「平成16年10月に完全施行」と訂正していただきたいと思います。

一方井副会長

分かりました。その他の部分はよろしいですね。

他の委員で訂正はございますでしょうか。外山委員どうぞ。

外山委員

5頁の1番上の行と4頁の1番下の行は同じですので削除する形になると思います。あと6頁の1番下の文書と7頁最初の文書がつながっていません。

山本環境保全課長

再度確認して、内容を訂正させていただきます。

一方井副会長

今の部分は事務局で確認をとっていただきます。

他にございますでしょうか。

外山委員

修正ではなく、意見としてよろしいでしょうか。

前回にも話が出ましたが、市長のお話というのは向こうさんの都合を見ながらしていただけるお話になっていましたが、それはどうなったのでしょうか。

一方井副会長

今は会議録の訂正だけに限らせていただきます。

外山委員

それからもう一つ、会議録の訂正に絡むのですが、訂正ではなくて会議録に記載されているとおりに本文が修正されていなければならないと思います。分かりますか。会議録に記載されているとおりに本文、つまりこの場合だと市長に出す答申書の中身がそのとおりに修正されていなければいけない、というのは分かりますね。ところがですね、そういうふうになっていないのです。要は会議録を見直して修正すると、もちろん良い

のですが、やはりそれよりも肝心なのは、それに基づいた修正が、この場合は市長に対する答申書の中身が、そういうふうに関実に修正されているかどうかというのが1つのポイントで一番重要なことです。ところが、議事録ではそうなっているけれども、答申書そのものはそういうふうに関修正されていない、というところが何箇所かあります。具体的に言いますか。

一方井副会長

ちょっと待ってください。

外山委員

これは事務局に対する意見なのです。よろしいですか。

一方井副会長

ちょっと待ってください。先に今の意見の他に前回の会議録で修正等はございますでしょうか。なければこれで会議録については確認したいと思います。事務局は公開の手続きをお願いしたいと思います。

次の議題で外山委員の話とつながりますので、ここで一区切りしたいと思います。

それでは次第の3「市長への答申について」に入りまして、先に会長に代わりまして状況報告をさせていただきたいと思います。

9月28日に会長、副会長から市長に答申書を手渡しました。環境審議会の中で出された意見として、審議会に出席いただくことを含めまして、市長と懇談できる機会を設けていただきたいなどを市長に伝えました。市長としては委員のみなさんと懇談する機会を設けたいとの返事をいただきましたが、日程については別途調整することになりました。その後の状況については事務局から説明願います。

山本環境保全課長

それでは市長との懇談について簡単に説明させていただきます。

ご存知のとおり市長の日程は大変混んでおりまして、本日の審議会の出席も依頼したのですが、他の公務のため出席できませんでした。市長の今後の日程につきましては、次回12月の審議会開催時は、議会の開催中ということもありますので設定が難しいと思われませんが、みなさんの任期中には懇談の機会を設けたいとのことでしたので、今後、調整させていただきたいと思います。事務局からは以上です。

一方井副会長

ありがとうございました。日程等については今後調整することでご理解をお願いいたします。

引き続き、外山委員の意見に入ることで、みなさんよろしいでしょうか。

それでは外山委員に続けていただきたいと思います。

外山委員

内容につきましては、そのとおり修正されていなかったことから読み違えるということはありませんでした。ただ問題なのは、ここの審議会でも審議され会議録もそうなっているため、建前としてはそのとおり直さないといけないと私は思いますので、あえて申し上げ

げます。

答申書の1頁です。「はじめに」というところで、半分から下の部分になりますが、「かかわる」という言葉を統一したらいかがですかと言ったと思います。あるところは「係る」、「関」に「わる」という部分もございました。それは間違いではないですけれども、1つに統一されたらいかがですかと言いまして、会議録もそういうふうに書かれています。諮問書の中にある同じ「かかわる」という文言がありまして、それは「係」に「る」となっておりますので、それに統一されたらいかがですかと言いました。会議録にもそのとおりになっています。ところがこれは直っておりませんので。下から5行目を見てください。最初の方に「～市民等も主体的に係わる必要があることは言うまでもありません」と、ここで「係わる」が出てきますね。ですからここも統一するのであれば、送り仮名の「わ」はいらないのです。細かい話で申し訳ないですけれども、そういうような議事になっておるわけですから。さらにその4行上にも「係る」とあるわけですけれども、これは送り仮名を「る」だけになっておるわけですよ、細かい話が。こういうふうに統一されたらいかがですか、というのが会議で出たわけですから、それはやはり、ここで出て常識的に考えてもそうなわけですから、当然、直していただかなければいけないと。事柄の大小にかかわらずそうすべきであると私は思います。

一方井副会長

これは漢字を直すということではなく、送り仮名の問題でお話ししていることでしょうか。

外山委員

「かかわる」という漢字は、「係」を使おうが「関」を使おうが間違いではない。送り仮名も「る」を付けようが「わる」を付けようが間違いではないです。ただ同じ答申書の中で「あちはこう、こうちはこう」と言っているといかにも拙いので、ひとつの「係る」に統一したらいかがですかということが直っていない。言っている意味分かりますか。分かりますね。

一方井副会長

はい、分かります。まず、その1点をお聞きいたします。

外山委員

その次ですね。その関連が9頁です。真ん中ぐらいに「また、環境学習に関する機会を拡大する意味からも、環境学習に係わる個人～」とここにも「係わる」が出てくるわけですよ。これも送り仮名は「わ」を取って「係る」としたらいかがですかといった意見に対してここも直っていません。

一方井副会長

同じことですね。あとはございますでしょうか。

外山委員

10頁ですか。これも小さな問題なのですが、問題の大小よりも、むしろ審議されたとおり直っていないところが拙かろうということです。10頁の「基本的な考え方」真ん中よ

りちょっと上ですかね。「～全体的な企画・計画を行う役割を担う人(プランナー)や」と書いてありますが、この「や」を何方かさんの意見で削除する話になったと思います。これもまた小さな話で悪いですけども。ここにだけ「や」を入れるのは少しおかしいといった意見がありまして、この「や」を削除しようじゃないかという話が出たと思います。会議録には書いてないです。

櫻井環境保全課長補佐

外山委員からのご指摘に対してお話いたします。

「かかわる」を含めまして、前回の審議会で出された意見に基づきまして修正させていただきましたが、一部未修正箇所があったことはお詫びいたします。

しかし、今の「や」の部分の取り扱いとしましては、審議途中のご意見としては話がございました。最終的には全体の流れを見まして、一律に同じ形にしてしまうと逆に文書が繋がらない場合もございますので、審議会で出されたご意見も尊重しながら全体の構成を考え、相手に伝わることを第一と思い、「や」を入れさせていただいた箇所もございます。みなさんからいただいたご意見の主旨は踏まえた上で修正させていただきましたので、それだけご理解いただきたいと思います。

一方井副会長

よろしいでしょうか。

外山委員

ご提案された方はよろしいのでしょうか。大した問題ではないことは初めから分かっていましたから。提案された方がよろしければ、それで結構です。

会議録にはありませんから、どなたが提案されたかは、多分、忘れていると思いますが、そういう提案が出たことは確かです。みなさんがよろしければ大した問題ではないので、これ以上、言うつもりはありません。

一方井副会長

何通りか出てきていたのですが、最終的な文言などの整理については一任することになっていましたので、答申書としてはこの形でいきたいと思います。

外山委員

この形で出ているので、別にそれを取り上げて「どうこう」とは言いません。

もう一つ、5頁を開いていただけますかね。これ、みなさんどういうふうに解釈されるのか、いろいろご意見があるでしょうけど。別にそれを出し直すという意味ではないですが、5頁の「国の現状」のところで、「平成15年10月に一部施行し～」という、そういったご意見が出て修正されましたね、事務局で。ここの文書の2行目に「～推進に関する法律を成立させ、」と使役の使い方をしております。これがどうも細かい話が、国語的に「成立させ」という言い方は、ちょっと適當ではないのではないかと思うわけなのです。これはもう少し言うと、この文書は国が主語になったわけですから、国は制定する側なのです。ですから、これをもし直すとすれば「国は～推進に関する法律を制定し」と、本当はそうなるのではないかと私は思うのです。ここ「成立させ」というのは、国が誰に成立させたのか、という使役動詞を使っていますよね。その辺が、さっと読んで

も頭に引っかかるので、あえて申し上げた。国が主語だから本来ならば国が制定し、平成15年10月に一部施行しました、となるのが普通の表現の仕方じゃなかろうかと思うわけです。

一方井副会長

意見はお伺いいたします。これも感想という形でよろしいでしょうか。というのは既に答申書は市長にお渡ししてありますので。

外山委員

あえて出しているものを直すという話ではなしに、国語の面から見ますと国が主語になっている以上、「制定し」というのがたぶん言い方としては正しいと思いますので、例えば、今後、そういうような事が出てきたら、ちょっとは配慮してやっていただけたら、という程度です。むしろ他の方でこの表現が正しいと言われればお聞きしたい。私は無理強いして言うつもりはありません。もし私が言ったことが間違っていれば、それなりに反論いただいて、私も考えたいと思います。

一方井副会長

他の委員の方で、今のご意見に対して何かございますでしょうか。

石部委員

どちらでも良いと思いますが。

外山委員

どちらでも良いのですよ。中身は分かるのですから。しかし国語の意味の使い方といいますが、言葉の使い方としては...

一方井副会長

今、石部委員が発言していますのでお話を聞いてからお願いします。

石部委員

それは国語の問題というよりも、国というものをどういうふうに捉えるかという問題が入ってくるので、国を国民と捉えるのか政府と捉えるのか、あるいは立法府と捉えるのか、それによってこれが正しくなる場合とそうでない場合があるので、さほど大した問題ではないと思います。

外山委員

私は「国が」と書いた以上は、国が立法機関であると解釈しています。

石部委員

ですから文書を読むときに、「国は」というのは使役動詞になっていますけれども、何を念頭において「国は」と言っていることによって表現の仕方も変わってくるのですが、文書全体からはどちらでも十分に通じる内容ではないかと思います。

外山委員

内容的には別にいいのです。これで内容が分からないということではありませんから。ただ「国が」と書いた以上は国が制定するわけですから、ここの「国は」というのは、大体、みなさん立法機関と解釈すると思うのですよね。そうすれば立法機関、いわゆるそれを国と代表して言っているわけだと思うのです。だから国が成立させ、というのはいわゆる使役動詞的な使い方ですから誰に成立させたのだろうか、といったことが使役動詞の意味として頭に浮かんだものですから、多分「国は」というのは立法機関のことを言っていると思います。そうするとやはり「制定し」というのが普通の言い方ではないでしょうか、ということで、別にこれ以上やらなくても結構です。

石部委員

こだわるといっていいのですが、国民ということであれば国民が立法府を通して制定させた、というふうに考えれば、この文書でもおかしくはないです。ただこれは、さほど時間を取ってここでやるべき問題ではないと思います。

外山委員

問題ではないですが、でも今…。

一方井副会長

外山委員の述べたいことは、十分に分かりましたので…。

外山委員

ただ、今言われましたように、国民が国に立法するという言い方、そういう解釈の仕方は、私はおかしいと思います。

一方井副会長

それはひとつの意見として十分汲み取りたいと思いますが、本日の段階では答申書を提出しております。他の機会があれば、そこでご意見を市の方に述べることも出来ると思いますので、本日の審議会でやりたい事も後にございますので、先に進めさせていただきたいと思います。

外山委員

最後にですね、こういうことも含めて、今回の場合は最後の答申書の検証とか、会議録を検証した後に修正するとか、そういう行為は無かったわけですよね。日程の関係なのでしょうけど。ですからこういうことがある以上、基本的に会議録を確認し、修正されたかどうかの確認をやった上で、それで良ければ答申として出すべきだと私は思います。

一方井副会長

何度かみなさんで検討しまして、文言については最後に一任する形でよろしいか、会長から提案しまして、みなさんからは良いとのご同意をいただいた上で作っていただいたものだと私は判断します。

外山委員

ですから、今言われたそのことは良いのです。そのことと私が言ったことは少し変わってしまっていて、だからそのように文言を使っていたら結構なのです。そのようになっていないから意見として言ったのです。お任せするのは良いですが、お任せしたらその通りになっているかといえば、なっていないから言うのです。

櫻井環境保全課長補佐

主旨は先ほど述べさせていただいたとおりでございます。

外山委員

そのとおりになっていけば問題ないですよ。

櫻井環境保全課長補佐

外山委員のおっしゃることは分かりますが、その辺も十分認識して修正させていただいていると事務局では考えております。

外山委員

そうですね。その結果…。

櫻井環境保全課長補佐

今は私が発言していますのでお静に願います。会長と副会長とで協議させていただいて、最終的な確認をとっていただいた上で答申をさせていただきましたので、それにつきまちはみなさんのご意向を踏まえたうえで作ったものと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

外山委員

私は最終的な確認をやった方が良いと思います。

櫻井環境保全課長補佐

申し訳ありませんがこの後の白書につきましても、本日ご意見をいただかないと、次回の12月以降の審議会がございませんので、肝心な部分のご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

外山委員

白書の方も、ずいぶんそういう箇所がありますから。続けて言いますからね。

一方井副会長

ここで区切りをつけさせていただいて、次第の4「西東京市環境白書」に入らせていただきたいと思っております。

最初に事務局から説明がありますでしょうか。

櫻井環境保全課長補佐

それでは西東京市環境白書についてご説明いたします。

(以下、白書に基づき市民意見の状況、内容の変更点等を説明。)

一方井副会長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました。

それでは委員のみなさんからご意見をいただきたいと思います。本日は白書の体裁や全体の構成に対してのご意見もよろしいかと思いますが、さらに踏み込んで、この白書から西東京市の状況として考えられることや想定できることなどがございましたら、それに対してご意見をいただければと思います。

はい、中村(賢)委員どうぞ。

中村(賢)委員

西東京市の状況ということですが、平成15年度の状況を今の時点で検討するというのは、あまりにも遅すぎるのではないかと。前は確かに合併ということがあって遅れたというのは分かりますけれども、3月に発行されたとしまして、小委員会等があった検討できなかったことも分かりますけど、今ここで検討しても体裁とか書き方にしか意見が使われないのではないかと私は思います。他の市を見ますと、たまたま武蔵野市のを見ますと、平成16年度のもの9月に出ているわけなのですよ。16年度のものが来年3月にまた出て、18年度の秋になって検討したって、我々は何の施策の検討に値しないのではないかと、こういうふうに思います。これはこの白書を作った事務局からお答えいただきたい。

櫻井環境保全課長補佐

できるだけ早い時期にみなさんからご意見をいただくことは、確かにご指摘のとおりでございます。ただ、市の事務報告などを含む事業のまとめが決算時期である10月であったり、全体を取りまとめるのにかなり時間がかかることもございますので、事務局としてはなるべく早い時期に出せるよう努力いたします。

ただ、個別に出た資料と決算資料に相違があると問題がありますので、決算に合わせた事務報告と整合をとりながら進めさせていただきますので、ご理解をいただきたいと思っております。

中村(賢)委員

そうしますと、平成16年度の白書も来年の3月ぐらいに出されるということでしょうか。

櫻井環境保全課長補佐

本来ですと、みなさんからご意見をいただくのは、今回の意見を基にしながら12月にもう1度予定をしておりますが、その後、早い時期にまとめましてお出ししたいと考えております。現在のところ平成16年度版の原案を作成しておりますので、来年の3月を待たずに発行できるものと考えております。

中村(賢)委員

「3月を待たずに」ということだとしましても、それが2月なのか1月なのか分かりま

せんけれども、私としては単に白書を出すということが目的ではなくて、この環境白書の中から「どうすればいいのか」ということが、市民も我々もそこで検討されるべきだと思っている場合には、2年遅れの白書を出すのであれば、私はもっと簡潔にしても早く出すべきではないか、こういうふうに思っています。

山本環境保全課長

先ほど説明したとおり、市の事務事業につきましては、毎年度、事務報告書としてまとめることになっています。その報告書が出来上がるのが9月になります。9月以前に確定しない数字のまま白書を作成してしまっただけで、後から出る事務報告書と数値に相違がありますと、いろいろと差し障りがございますので、事務局としては事務報告書の数値を確定して、それを基に環境白書を作るといった段取りとなりますので、時期的に9月以前の作成は難しいと考えております。さらに、簡単にとということですが、簡単に作成した数字が確定していないところで、後で訂正ということになりますと数字の一人歩きも考えられますので、事務報告書の確定後の作成とさせていただきたいと思っております。

一方井副会長

中村(賢)委員、よろしいでしょうか。続いて松永委員どうぞ。

松永委員

今、中村(賢)委員の関係することに私も意見がまったく一緒なのですが、例えば、先代の環境審議会のときに出された平成13・14年度の環境白書ですが、これも13・14年度版が平成16年の3月に出ています。確かにサイクルがあるので、事務的には事務局のおっしゃることは非常にわかるのです。逆にそうであれば、平成15年度環境白書の「環境指標の状況」の部分がありますが、ここは先代審議会でも揉みました。かなり良い方向で、私は良く出来ていると思います。先ほどの説明でも基準値の欄が設けてあったり、要するに比較対照できるわけです。そのときに短期、中期、長期で見るデータでないという意味がないということで、先代のときにもかなり意見が出ました。そうであれば、環境白書というものをきちっとこういう形で出さなくても、環境指標の状況だけでも、いわゆる数字の把握だけでも早くして、仮に数字の部分だけでもデータとして市民のみなさんにお伝えすることが、明暗につながる形の参考になるようなデータベースになると私は思いますので、ひとつご意見として述べさせていただきます。

一方井副会長

ご意見として承りたいと思います。続いて外山委員どうぞ。

外山委員

最初にお尋ねしますが、今日、これに対する意見を次回に反映させるという理解で良いのでしょうか。良いわけですね。これは公に出回っているわけですね。ですからこれそのものを修正するわけではなくて、次回に反映させるわけですね。

櫻井環境保全課長補佐

平成16年度版です。

外山委員

そういう観点で言いますと、今、2人が言われたことは私も賛成ですけれども、その通りだと思います。あと、大きな観点からの意見がなければ細かいところを突きたいと思いますが、よろしゅうございますか。

スケジュール的なことがあって色々ご事情があたりでしょう。ただ、中身を細かに見ますと、結構、審議会で決められた、会議録でもそうなっていると思うのですが内容的にはそうっていないと。実態はそう修正されていない、という所が相当部分あるのです。ですから、これそのものは公に出回っているわけですから、それを直しようがないのはということは、今伺いましたので分かりました。次回に反映させるということであれば、これまでやった会議録に照らしてみますとかなり抜けている部分がありますので、それを具体的に言いますか。よろしいですか。

大森環境防災部長

環境防災部長の大森でございます。

審議会委員のみなさんから環境白書に頂くご意見は、提言でございます。それはご理解いただきたいと思えます。市が責任を持って作成いたします。その前に委員のみなさんから様々な提言を頂いて、その提言を事務局として判断させていただいて白書を作成する、そういった仕組みになっております。そのように環境基本条例では定めておりますのでご理解ください。

外山委員

よろしいでしょうか。そうすると色々出た意見の中から、ちょっと言い方が悪いかもしれませんが、その中から事務局として取捨選択するということですか。

大森環境防災部長

そのとおりでございます。

外山委員

そういうお話は、最初の出だしでも無かったように思いますし、また、仮にそうであっても確実に「こうだ」と決められたこと、明らかにおかしいということで、ここで審議された項目は、提言どころか、やはりそのとおりに修正されて然るべきだと私は思うのです。そういう点が何点かあります。

一方井副会長

みなさん集まったの会議なので、同じことでも他の委員のご意見もお伺いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

外山委員

それは結構ですけれども、私は私として検証した結果で、やはりこれはちょっと拙いなというところがある。それを意見として言って次のやつに反映していただきたいということを言っているわけですから、その意見を抹殺するというのは審議会自体が成り立たないという話ではないか。

一方井副会長

意見を抹殺するわけではありません。他の委員のみなさんに確認をしてから進めたいと考えているだけです。

木内委員どうぞ。

木内委員

私の考え方は、前の白書よりも15年度に反映されていると思います。例えば、環境指標の状況もすごく見やすくなりましたし、白黒なのですが写真も入っていますし、内容的なものは色々あると思いますが、前のものと比べると見やすいと思いました。ただ残念だったのは表紙なのですが、市民が見るとカラーのほうが良かったと思います。ちょっと物足りない感じがしました。中身的には見やすくなって、ある程度の意見が反映されていると私は思いました。

一方井副会長

ありがとうございました。

他のご意見はございますでしょうか。金成委員どうぞ。

金成委員

レイアウトですが、私も前よりは読みやすいと思いますが、例えば印刷の黒色がきついところがあって見づらいので、工夫していただきたいと思いました。

一方井副会長

ありがとうございました。中村(賢)委員どうぞ。

中村(賢)委員

先ほどの8月に意見を集めたということで、応募者がなしということで話を聞きましたが、前回のときは市民の意見が9件あったと思います。今回、この白書は何部刷られてどういうふうに配って、それで市民がそれを見て応募がなかったのかどうか、それを私は知りたいと思います。その辺を事務局からお答えいただきたい。

櫻井環境保全課長補佐

印刷部数は300部を印刷しております。審議会委員のみなさんをはじめ、議員、他自治体、情報公開コーナーなどに配布してございます。さらに市民の方でご希望の方には無料でお配りしました。市のホームページにも掲載しております。

一方井副会長

よろしいでしょうか。

他にございますでしょうか。保谷委員どうぞ。

保谷委員

大気汚染等の測定も行っているわけですが、実際に私も環境審議会委員になるまではこういった白書を見たことはありませんでした。多少はこれを有効に使う1つの方法として、もうやられているかもしれませんが、例えばNO<sub>x</sub>の測定で、実際に測定してい

る時・場所に看板を設置して市民に実施状況を知らせれば、少しは意識してくれると思います。

一方井副会長

現在、看板は設置しているのでしょうか。

山本環境保全課長

設置はしておりません。無人で機械測定していますので、いたずら防止のために表示等は出していないのが現状です。

保谷委員

そうですね。そういったことが多少でもあると、今は趣味で歩く人などにもいますので、注目してくれると思います。費用の面もあると思いますが考えていただければと思います。

一方井副会長

ありがとうございました。  
他にございますでしょうか。

大月委員

13・14年度版だと「地球に新たな緑」といったキャッチコピーが出ていましたけど、今度のは全地球的な話が全然消えてしまっています。キャッチコピーだけになってしまうと思いますが、みなさんの意識に浸透させる意味も含めて、そういったことも入れていただきたいと思います。やはり今起こっていることは、我々が日常活動していることと全世界的に起っている話とズレが生じています。それに気づいて心に留めていただければと思います。

一方井副会長

ありがとうございました。

大森環境防災部長

よろしいでしょうか。今、大月委員の話の流れで、すでに委員のみなさんにもご配布してあると思いますが、今年の3月に西東京市として地球温暖化対策実行計画を策定いたしました。これは1年間の取組みを見まして、3年サイクルで見直しをいたしますが、数値を公表することを前提しております。従って、今後、時間が推移しますと西東京市役所の温暖化対策の取組状況がどうなのかについてを、この環境白書の中に盛り込んでいきたいと考えております。それに際しては日本全体の温暖化対策の実効性がどの程度あったのかなども環境情報として載せていきたいと思っております。

大月委員

1つ言わせてもらえば、温暖化に1番影響があるのは国名を出して申し訳ないですが中国とインドです。今、発展途上国になっています。これが悪いわけではないのですが、彼らが石油を燃やして、自動車を製造して運転し始めると、もっと酷くなると思

ます。そういうところをどうするか、ということがこれからの我々の基本だと思いません。

一方井副会長

ありがとうございます。

他にご意見がございますでしょうか。大森委員どうぞ。

大森委員

全体を細かく見てきたのですけれども、項目ごとに意見があるかどうかを聞いていただきたいと思うのですが。

一方井副会長

各章ごとに見ていくということでしょうか。このことについてみなさんはいかがでしょう。各項目のご意見を伺っていくことで良いでしょうか。

中村(賢)委員

それでしたら外山委員の先ほどのご提案に答えるべきじゃないかと思えます。

一方井副会長

それも良いのですが、審議会ですのでみなさんのご意見を伺いたいということと、みなさんが発言する際に、大体の時間、何分ぐらいになるかを計算してからお話していただきたいと思えますので、みなさんよろしいでしょうか。外山委員よろしいでしょうか。

外山委員

時間を勘案してというのは…。ちょっと約束はできません。

一方井副会長

大体でよろしいと思えますが、ある委員会では砂時計を置くところもございませぬ。有効に2時間を使いたいというのは、みなさん共通のお考えなので要領を得てお話していただきたいというのが1つ提案で、お願いしたいと思えます。

今、大森委員から白書の内容を項目ごとに区切ってというお話がございました。かなり時間も過ぎてしまっていますが、「章」という形で良ければ、区切って見ていきたいと思えますが、いかがでしょうか。

外山委員

やはり今言われたとおり、区切ってやっていただいた方が良いですね。全部押しなべてという、あちこちに話が飛びますので。

一方井副会長

みなさんそれでよろしいでしょうか。

それでは区切って進めたいと思えます。大雑把ではありますが、まず第1章の部分でのご意見を伺いたいと思えます。檜垣委員どうぞ。

檜垣委員

よろしいでしょうか。6頁の第2章で…。

外山委員

第2章ですか。じゃ第1章はもうよろしいのですか。今は第1章をやっていますよね。

一方井副会長

今は5頁までの第1章の部分で、ご意見をお願いいたします。

檜垣委員

第1章ですね。失礼しました。

一方井副会長

第1章の1から5までの部分でご意見がございませうでしょうか。大森委員どうぞ。

大森委員

2頁の3「市民意見の募集」のところで、最後に「市民のみなさんからのご意見によって、良好な環境が実現し、これを将来の世代に引き継ぐことができるよう、ぜひご協力をお願いいたします」と書いてあるのですが、そこに、市では市民の意見がどのような方法で募集されているのかが書かれていると良いと思います。例えば、その方法の1つとして「市民意見提出手続-パブリックコメントなどがある」というような紹介があると、市民がより意見を提出しやすくなると思います。こんな方法で意見が提出できるという具体的な内容が、2～3行でも書いてあれば良いと思います。

一方井副会長

今、大森委員が言われた考えの中で、2項目くらい具体的なものがあると思いますが、もう一度、お話していただけますでしょうか。

大森委員

はい。2項目もないのですが、市民の意見がどのような方法で、市では募集されているのかという、その方法です。例えば、1例として挙げると「市民意見提出手続」というのがあって、「パブリックコメント」というらしいですが、そういうことがありますよというのをここで1行でも2行でも紹介をしてあると、こんな方法で市では市民の意見を吸い上げていたり、提出しやすくなっているということが分かるのではないかと思います。ただ「ご協力してください」と言われても、市民は意見の提出方法が分からないとここで終わってしまうので、より意見を提出しやすい方法をここで紹介したほうが良いと思います。

一方井副会長

今、大森委員から「市民意見の募集」のところに、パブリックコメントなどの文言を入れた文書を1～2行入れたほうが良いのではないかとするご意見がございましたが、この件についてご意見がございませうでしょうか。

ご意見がないということは、入れたほうが良いということで良いのでしょうか。

(「良い」という声)

一方井副会長

それでは入れる形をとりたいと思います。

大森環境防災部長

平成13・14年度のもの、平成15年度のもの、市民意見を伺って、先ほど中村(賢)委員がおっしゃられたとおり、13・14年度には9件の市民意見がございました。平成16年度版の表記につきましては、いつ頃にこういう形で募集しておりますときちんと載せたほうが市民にとって身近になると思いますので、それは表現方法を工夫させていただきます。

大森委員

お願いいたします。

一方井副会長

よろしいでしょうか。他に第1章についてご意見がございましたでしょうか。無ければ第2章に移りたいと思います。第2章は内容が多いので、はじめに6頁「1.環境汚染の防止」から15頁「4.みどりの保全・育成」までの間でご意見を伺いたいと思います。

檜垣委員どうぞ。

檜垣委員

6頁のところで、下に「環境指標の状況」欄がありますが、13・14・15年と経年変化がとってあります。その中の(6)(7)を見てみますと、非常に顕著に指標が下がってきているわけです。騒音なんかも3割ぐらい15年度は13年度に比べると下がっています。振動についてもそうになっています。今後、ずっと経年変化をとっていくと思いますが、こういった顕著な、どの程度を顕著とするかは基準が必要かと思いますが、こういうケースが現れた時どういう施策が効いたのか、自然に削減されていることはないわけですから、こういった顕著な場合は「施策の結果こうなった」というコメントを入れられると、非常に分かりやすいと思います。データだけだと、何故、下がったのかという疑問が湧くと思います。施策の効果が出た時は、変化に対する評価を入れたほうが良いと思います。

中村(賢)委員

それに関連してなのですが、私は全ての項目に実施状況をただ並べるのではなくて、評価という項目を1項目、ここにコラムという欄がありますが、このくらいの量で評価という欄をいれるべきではないか。難しいのは環境保全課が他所の部門の評価をすること、これはやはり難しいことかもしれませんが、環境行政として全体をまとめる立場からその辺のことはやるべき事ではないかなと、こういうふうに思います。これは全部の項目に評価項目を入れて、自分たちがやはり「今年度はこういう面が良かった・悪かった」というのをいれるべきではないかと思います。

一方井副会長

いくつかご意見が出ていますが、それに関してのご意見はございますでしょうか。2人の委員からのご意見で、評価や経過の表示などの工夫をしてはといったご提案になっています。

櫻井環境保全課長補佐

評価につきましては、今回の計画は平成16年度からの実施になっておりますので、それぞれの部署がどのような目標値を設定するのかというのは、各事務事業によって違ってきます。実際のところ市の中でそれぞれ全てに目標を設定して事務事業を行われているということは、正直なところ未完成な部分がございます。今年から事務事業の評価を行うということで「行政評価制度」を取り入れる状況になっております。そんなことから市として様々な評価が出てきてはいけないと思います。企画課が中心となって行政評価制度を実施しておりますので、その結果等を見た目標値・評価を事務局としては利用していきたいと考えております。環境保全課独自の評価は難しいと考えます。

一方井副会長

檜垣委員、今の事務局の説明についてはよろしいでしょうか。

檜垣委員

目的設定して、その結果に対してといった追い方もありますが、結果としてデータが非常に顕著に差が出てきていることを、そのままデータとしてだけ表示しておいて良いのかという感じがします。施策として何が効いたのか。「環境施策の実施状況」と書いてあるわけですから、「どういう施策が効果があったのだ」ぐらいのコメントがあっても良いのではないのでしょうか。

山本環境保全課長

はっきり「この施策で」と分かるものがあればコメントもできます。はっきりと分からないまま、曖昧なことは書くことはできません。データによってはっきりしないものもあると思います。

石部委員

よろしいでしょうか。今のお話で「顕著に」ということでしたが、私が見ると必ずしも顕著ではなくて、例えば(5)公害苦情件数は13年度が72件、14年度は53件になっていますが、逆に15年度になると81件に増えています。また、道路の騒音・振動についても確かに(6)振動を見ますと夜は13・14年度ともに69?と変わらず、15年度は52?と下がっていますが、昼は13年度から15年度の3年間で72?と変わっていません。さらには(7)振動にいけますと昼は13年度が48?、14年度は36?と下がっていますが、15年度になると逆に50?となって増えています。そういう点からいうと明らかに施策によって減っているとは必ずしも言えないのではないかと。むしろこういう評価をするのは大変難しいわけですので、文書として「こういう状況です」というコメントのような形で、スペースにゆとりがあれば書くというのが今のご意見であって、むしろこういう状況でなかなか努力しても数値が変わらないと文書で書くのは、他の政府関係の白書でも表現していますので、非常に有効な方法だと思えます。この数値だけで必ずしも施策によって減ってい

るとは、ちょっと私は感じられません。

檜垣委員

その見解は確かに分かりません。ただ、下がった時に何かのコメントがあったほうが分かりやすいのではないかと、ということです。確かにこれを見れば、昼の数値が同じでなぜ夜が下がるのか疑問に思うわけです。そういった色々な変化をこれから数値として経年変化をとっていったときに、仮に下がった場合に単に下がっただけでの表示だけでは物足りないのではないかと思います。何かの手を打っているとか、何が効いているとか、確証ではなくても、そういうことが書くことができるのであればその方が良いのではないのでしょうか。

外山委員

いいですか。関連ですから。

今、言われましたように、こういったデータを扱う報告書においては今言われたことが基本だと思います。ただ、こちらの方が言われたように難しい面があることは確かです。それは出来るだけ分かるところは評価というものを、短い文書でも良いので加えていただきたいと思います。それがこういったデータを扱う場合の基本的なことですから。

一方井副会長

何人かの委員からご意見が出ております。難しい部分もあるかと思いますが、他の白書などでそういった記述例があればお示しいただいて、表記の参考にさせていただきたいと思います。

金成委員

別件でよろしいでしょうか。

一方井副会長

金成委員どうぞ。

金成委員

12ページですが「みどりの保全・育成」と書いてありまして、概況に農地や緑地・公園、街並みのみどりがあります。一般住宅地のみどりの保全とか増やしていくという視点が入っていないと思います。ですからコラムみたいな形で壁面緑化、屋上緑化といったものを入れていただきたいということが1点と、10ページの「都市景観・都市環境の保全」とありますが、ここの都市景観・都市環境は道路の美観ということだけの観点・視点で書かれていますけれども、ここにみどりの街路樹を入れて街並みをきれいするとか、高さ制限をして街並みを良くするとか、そういう視点も書いていただければ有難いです。以上です。

一方井副会長

金成委員から2点ご意見をいただきました。このご意見に対して他の委員の方からご意見がございますでしょうか。大月委員どうぞ。

大月委員

日本の都市景観は世界的に悪いことで有名です。これは今、小泉首相が日本を観光政策でやっていこうとしているのが、まず大変なのが1つは電信柱です。都市の電柱です。埋設すればきれいになるのですがお金が掛かります。だからあんなにごちゃごちゃした状態なのです。あと看板です。これが無茶苦茶なのです。そういったことをどう考えるのか。それも少しお考えになったほうが良いと思います。建築の形は自由主義の国なので形がそれぞれ違うのは仕方ないです。金成委員がおっしゃったように、例えば緑の線で繋いでいくというやり方があります。そういったことを一言いれていただけると良いと思います。

一方井副会長

付け加えて、電柱や看板のお話をいただきました。

大月委員

希望としての話です。電線埋設はお金が掛かります。看板はやろうと思えば出来ると思います。

一方井副会長

大月委員の言われている看板というのは、何日かすると撤去するような看板を指しているのでしょうか。

大月委員

色々な看板です。店の前に張り出しているものとか、電信柱に付いているもの、広告塔なども含めて全ての看板ということです。

一方井副会長

分かりました。ご意見として承りたいと思います。  
他にご意見がございますでしょうか。外山委員どうぞ。

外山委員

6頁ですね。「環境指標の状況」の表で2～3あるのですが、1つは細かい指摘ですがそのつもりで聞いていただきたい。(4)光化学スモッグの発生状況とありますね。ここで注意報と学校情報が載っておるのですけれども、ここに警報を加えるという会議録があったと思うのですが、これが直されていないので追加していただきたい。警報まで入れましょうということになりました。注意報、学校情報、その下に警報ですね。そこまではそういう議事になっていますね。そこまで入れてよろしいというふうな議事になっていたと思います。それからもう1つはですね、浮遊粒子状物質という項目ですね。浮遊粒子状物質を新たに追加するというにこれもそうなりましたけれども、これが抜けておりますので追加したほうが良いと思います。

一方井副会長

今のはどこにいれるのでしょうか。

外山委員  
(8)ですね。

一方井副会長  
(1)から(7)のほかに(8)をいれるということですね。

外山委員  
もちろんそうです。そういうことで審議されているわけですから。その時に浮遊粒子状物質と騒音・振動の件が出ましたね。騒音・振動は言われたとおり入っていますけど、浮遊粒子状物質は抜けておりますので、それをぜひ入れていただきたい。

一方井副会長  
今の2点でよろしいでしょうか。

外山委員  
いや、まだまだあります。  
それから、次がですね、ここに環境基準の指標とか、あるいは目標値的なものは指標の状況表、後ろのほうにありますよね、ここに載せることでここから削除されましたね。それはそういう議事だから良いのですけれども。例えば(1)に酸性雨の状況、括弧して5.6? 以下が酸性という基準値が書いてございますね。だから、書ければそういう形でこの下の行に、こういうような形で書いてはいかがですかという話があったと思うのですが、ここは酸性雨だけが書かれておってあとは全部抜けているわけですよ。出来たらそういうふうにしたらいんじゃないかと思うんですけどね。そういった基準自体は後ろの表にあるのですが、じゃなぜ酸性雨だけがここに特に取り上げたのですかということになり兼ねませんね。それだったらいっその事、ここの区分の文書の下に例えば、ダイオキシんだと基準値0.6pg-TEQ/? と書かれたらいかがですか、ということですよ。

一方井副会長  
他にございますか。

外山委員  
あります。ありますよ。まだまだありますよ。

一方井副会長  
具体的にポイントを押さえて言っただけですでしょうか。それで最初に何点あるか、最初に言っただけませんか。

外山委員  
何点あるか、最初から数えていないので....。

一方井副会長  
それは数えられると思いますけれども。

外山委員

次にですね、だからそういう項目が(1)、(2)、(3)...。(1)はそうなっていますよね。(2)、(3)、(4)がそういうふうに来るはずな訳ですよね。それからですね、15年度値ちゅうのがありますよね。ここのコラムのですね、例えば(2)だと5 / 5、達成地点 / 測定地点とありますよね。5 / 5と書いてあるですけども、この具体的なデータといいですか、それがどこに表示されているかということはここに注記していただきたい。非常に分かりにくいですね。確かに後ろのほうを見ると、この5箇所の測定地点というのは探す後ろにあるのです。あるんですけども、やはりそこに辿り着くまでには、一般の市民のみなさんが見た場合、なかなか不便だと思うのですよ。

一方井副会長

すいません。今、どこの話をしているのでしょうか。

外山委員

15年度値とありますよね。

一方井副会長

どこにですか。

外山委員

今、6頁の話をしているのです。

一方井副会長

6頁のどこに15年度値と書いてあるのですか。

外山委員

今、環境指標の状況の表について言うところわけですから。

一方井副会長

表の中の話ですね。

外山委員

ここの中の15年度値がありますね。(2)達成地点 / 測定地点が5 / 5と書いてありますね。そこが具体的にどこの地点かということですよ。

山本環境保全課長

よろしいでしょうか。それにつきましては前回、みなさんから色々なご意見がございまして、7頁の(2)環境施策の状況表で言いますと、個別事業の状況という中に整理番号1の各種環境調査の実施に「調査数値は資料編の37～39頁を参照」、次の整理番号2で言いますと「調査数値・測定場所は資料編の40～42頁を参照」と載せてございます。これはみなさんからのご意見から、こうしたら良いだろうということでこの形にしています。

外山委員

それとつき合わせたら、なるほどそこを見れば分かります。これは良しとしましょう。その次の(3)NO<sub>2</sub>がありますね。この3 / 3というのは私が見てもちょっとなかなか探すのに苦労して、一体どこにあるのかなと思っていたのですが、これはどうでしょうね。これは今言われた7頁の表の中にもないですよ。3 / 3というのは。

山本環境保全課長

56頁の一番上に乗っています。

外山委員

指標の状況表を見ないと、そこにだけしかないというのは、何かちょっとズレた感じがするんですよ。

一方井副会長

ただ、何でも入れてしまうと表が大きくなりすぎてしまって...

外山委員

いや、そういうことじゃなくてですね。そしたら何を入れて何を外すかという基準はどういうふうにされているのですか。だからそこはですね、多少、頁数がどうこうというのは工夫してもらわにゃいかんですけども、じゃなぜ5 / 5だけ詳細な資料に入れて、3 / 3は詳細な資料がなくて、状況表だけなんですか、と。その部分はこういうふうにされとるんですかという話になりますよ。そう言われると、と思いますね。

一方井副会長

同じことで他にご意見がございますか。中村(賢)委員どうぞ。

中村(賢)委員

今の二酸化窒素簡易測定調査というのはですね、我々、市民団体が兼ねてからこの分の数値を後ろのほうに載せてくださいということを、再三、言っているにもかかわらず、これは市として載せないのかどうか分かりませんが、載ってないわけです。それで尚且つ、ここに96箇所、あたかも細かく調べているかのように、まあ実際、調べているわけですよ。調べておきながらそれを載せないで、それで東京都の調べている3箇所だけ載せているということです。これはやっぱり市民がこれを見て「何なんだ」というふうに思うんですよ。これは東京都の環境白書なのか、というふうに私は前回の時にも申し上げたと思います。3 / 3箇所、東京都で調べたものをこれが基準値に達成しておりますと。しかし96箇所は市民団体が調査しておりますと。これを載せるべきです。これだったら96箇所も載せないほうがいいです、と私は思いますけどね。

一方井副会長

この件で事務局から何かありますか。

山本環境保全課長

この件につきましては、本日の午前中、この調査を行っている市民団体と話し合いを

しまして、その調査方法について検討しました。約230箇所というお話ですが、こういう調査については通常メッシュに区切って調査していくというのが団体との話の内容でした。今後、どうなるか分かりませんが、本日話し合いがあったことをご報告させていただきます。

中村(賢)委員

その調査方法は変わるということでしょうか。

山本環境保全課長

今、実施されている調査は約230箇所あるということですが、突然に数値の高そうな場所で実施しているのではないかということもあるので、通常はメッシュで区切って行うことから、メッシュでの平均値も出していただきたい、という話になりまして、団体も検討していただくことで本日は終了しました。今後は団体内部で検討されると思います。

外山委員

今の3 / 3の話はどうなったのですか。

一方井副会長

今、同じことでの意見を伺っています。市川委員どうぞ。

市川委員

環境基準と比べる時に、環境基準は「この方法で測りなさい」というものがあります。そうしないと測定が正しいということの証明にはなりません。環境基準と比較する場合はそのやり方で比べないと意味がないと思います。数値の信頼性というものもありますので、そこは注意してデータを取り扱っていただきたいと思います。

一方井副会長

色々なご意見が出されておりますけれども、先ほどの外山委員のご意見に対して事務局から何かありますでしょうか。

外山委員

要は、確かにこの3 / 3というのは、環境指標の状況の中に入るとというのは私も確認しとるんですよ。ただ、なぜ詳細資料に入れないのですかということですよ。上の5 / 5、それから7頁のほうにも何箇所かありますが、こういうのはきちっと詳細資料の中にも入っているわけですね。しかも5 / 5については詳細資料にもあり、それから環境指標の状況表の中にもあります。なぜ3 / 3だけが資料編になくてですね、それが指標のところを見ないと分からないのですか、という話ですよ。紙面の都合とか....。

一方井副会長

質問はそれで良いですね。それに対して事務局に答えてもらいます。

山本環境保全課長

56頁の上にNO<sub>2</sub>測定結果の年平均値というところで、3箇所、田無町・下保谷・青梅街道柳沢というところで測定しておりますが…。

外山委員

だから、それも私は確認していると今言いました。ここにあるんですよ。ただ、なぜ詳細資料に出てこないんですか。5 / 5は詳細資料にもきちっと出てきているんです。しかも資料の中にも…。

山本環境保全課長

資料というのは何頁のどこにあるのでしょうか。

外山委員

資料編がありますよね。

櫻井環境保全課長補佐

資料編につきましては、西東京市の事務報告書から抜粋してきているものです。西東京市が独自に行った調査につきましては資料編に載せてございます。先ほどの3箇所、3 / 3につきましては、東京都が設置している24時間測定の一酸化窒素の値になります。このことから東京都の実施している24時間測定値は精度が高いということもありますので、3 / 3については東京都の測定数値・地点を載せています。

外山委員

理由は分かりましたけれども、それが分かるように何か注記すべきじゃないですかね。

山本環境保全課長

資料編の33頁に西東京市の事務報告をうたっております、事務報告ということはイコール西東京市の事務事業になります。資料編については市の事業という解釈で載せていますが、載せ方に要望があれば検討したいと思います。

外山委員

市民の目線というのは常に考えていただきたいと思いますね。私らは再三ここでやっておりますから…。

一方井副会長

あの、議長は私ですので挙手されてから発言をお願いします。

外山委員

今、この続きを話しているわけですから、いちいち手を挙げてどうこうという必要ないんじゃないですか。続きで話しているわけですから。

一方井副会長

大森委員どうぞ。

大森委員

市民の目線からおっしゃられて、私もこれを見たときに、4 / 4 ではないかと思ったんですね。というのは38頁をみたとき、地点が保谷本町交差点・柳橋交差点・北原交差点・向台公園前交差点、この4地点があるから、そして基準が全部達成しているから4 / 4 の間違いではないかと思いました。ここに都のことが書いてあるなんて、これだけを見たら全然分からないんです。だから本当に市民の方が見るにはちょっと分かりにくかったと思います。

外山委員

だから今のように説明いただけたから私は分かるんですよ。ただ一般市民はそういう説明なしに、これをダイレクトに見るわけですから、当然そういう疑問がでてきますよね。分からないと思いますよ。

一方井副会長

結論から言うと、見やすくしてほしいということですね。

外山委員

そうですよ。

大森委員

基準がどこなのかというのが分からないです。ここで出されているのは都の基準ですよ、でも資料編は市の基準ですよ、と言われると分からないんですよ。

一方井副会長

市民の方が見やすい形にしてもらいたいという結論でよろしいでしょうか。

大森委員

はい、そうです。

外山委員

それから、よろしいですか。まだ続いてありますのでよろしいですか。

一方井副会長

何点ありますか。時間の調整がありますので、申し訳ないですが外山委員だけに時間をお譲りすることは、みなさんがいらっしゃいますので。

外山委員

他の方が先に話させていただいて、また後からやりますから。そういうふうなこれを検討して意見として持ってきているものをですね、時間がないからやめるというわけにはいかないじゃないですか。

一方井副会長

全部やめているわけではありません。みなさんが参加してでの委員会ですから。

外山委員

じゃ他の人どうぞ。お先にやってください。

一方井副会長

保留にさせていただきます。

外山委員

後でまた質問しますから。

一方井副会長

次回…。

外山委員

次回じゃ。ちょっと待ってくださいよ。あの…。

一方井副会長

10時でも11時でも検討されたいということですか。

外山委員

時間で終わったら、時間切れになったら次のときにしますから。まだ時間があるでしょう、今日は。

一方井副会長

今やっている時間が無駄になりますので、次に進めさせていただきます。

外山委員

無駄じゃないでしょう。意見を言っているわけですから。そういう言い方はおかしいんじゃないですか。時間が無駄になるって、意見として…。

一方井副会長

この言い争っている時間ももったいないから、次に進めていったほうが良いではないですか。

外山委員

副会長、その言い方はおかしいですよ。どうして無駄なんですかね。とんでもないです、そういう言い方されるのは。ちゃんと精査してここに出てきているわけですから。

一方井副会長

言い方が悪かったかもしれませんが、みなさん公平に意見を…。

外山委員

だから、みなさんに聞いてくださいっていうんですよ。もし時間がきて、今日、9時で終わりですって終われば、次の機会にしますと言うとるわけですよ。

一方井副会長

はい分かりました。次に石部委員どうぞ。

石部委員

21頁のところにコラムがありますけれども、このところで最初の(2)環境施策の実施状況で主に車が入っておりますが、下はコラムですから、多少、自由度があるので意見なり、あるいは「そういう方向が望ましい」ということが入れられると思うので、一言お話をさせていただきたいと思います。

最初の頃の委員会でも私が言ったのですが、ディーゼル車と一般のガソリン車との関係で、日本の場合には確かに、ここに書いてあるようにディーゼル車はガソリン車と比べるとかなり環境負荷が高いわけです。特にヨーロッパのディーゼル車は日本のものよりもエンジン関係の技術が進んでいて、相当、ガソリン車と比べた場合に劣らないか、今のガソリン車と他のモーターと組み合わせたハイブリッド車と比べても遜色ない状況になっています。従ってここだけを見ますと、ディーゼル車が悪者であるような印象をやや受けますので、確かに「現在のディーゼル車は」と入っていますが、「現在の日本におけるディーゼル車は」という形で、次回作られるときに「現時点での日本におけるディーゼル車は」というような事と「さらにヨーロッパなどではかなり改善されてガソリン車に劣らない、またはそれ以上に良い数値が出ている。従って、今後は日本でも質の高いディーゼル車の開発が望まれる」とか。更に燃料電池の話もあります。ここでは天然ガス車の導入割合が出ていますが、コラムに「燃料電池自動車の開発が望まれる」などのコメントが入れば好ましいと感じました。現に日本の産業界でもヨーロッパ関係のディーゼル車を輸入または開発が進んでいる実情がありますので、次回の白書には入れていただきたいと思います。

外山委員

今は21頁の話ですか。

石部委員

そうです。

外山委員

今はとりあえず15頁までと言っていたんじゃないですか。

一方井副会長

申し訳ありません。ひとつ先に進んでしまいました。

今は15頁までですが、他に15頁まででご意見がございませうか。大町委員どうぞ。

大町委員

私はコラムの欄が非常に工夫されていて、とかく堅苦しくなりやすい環境白書が、このコラムの欄で用語の解説等を含めて非常によくまとまっていると思っております。ただ、例えば7頁に光化学スモッグの解説についてのコラムがありますが、比較的、光化学スモッグを知っていても、最初にある「学校情報」という耳慣れない言葉なのですが、PTAの方々が学校にいるとき「学校情報が発令されました」と言うときとすごく違和感があ

る言葉なのです。しかし、こういうふうに整理してあると、段階分けされていて分かりやすいと思いました。ただ、ちょっと気になったのは、「措置等」と書いてある学校情報から重大緊急報までの中で、措置が3つだけ漠然と書いてあってどの発令があってもみんなこんな程度なのかな、ということが気になりました。恐らく学校情報が発令された時と警報が発令された時では、学校での子どもに対する指示が違ってくると思うのです。これだとみんな一緒のように見えるので、発令によって「こういう措置がなされるのだ」というのが分かりやすくなれば良いのではないかと思います。

一方井副会長

ありがとうございました。これも検討していただきたいと思います。

先ほどは順番を間違えてしまい申し訳ございません。15頁までで他にご意見がございませんでしょうか。保谷委員どうぞ。

保谷委員

14頁の「優良農地育成事業」のところですが、自分の仕事として農業をやっていますけども、環境行政の中の施策の1つとしてという意識はほとんどなかったのです。農家の側として、これは産業振興の一環としてという意識が非常に強くて、環境白書の中に環境施策の1つとして載っているということは、環境審議会委員になって初めて知りました。内容等も含めて環境施策としてどれだけ有意義かということになるとは思います。ここに載せているのであれば、内容欄ですがハウス・トラクター等と。もちろん間接的に農地の保全には役に立っていると思いますが、補助を出す時に農家に対しても環境行政の一環として補助を出しているということをもう少し明確にしていただければ、農家の側も産業振興だけでお金をもらうという意識では、少しもったいない話であると思います。これをもう少し徹底していただければ良いのではないかと思います。まだ農家の側は産業振興の一部として補助を受け取っているという意識が非常に強いかなと思います。以上です。

一方井副会長

ありがとうございました。

時間も迫っていますので、15頁まででご意見がございませんでしょうか。

外山委員

いいですか、他になければ。ありますか。

一方井副会長

伊藤委員がおりますので、どうぞ。

伊藤委員

第1章の中で、後の第2章も同じですが、数字の書き方が13・14・15年度という形で、昨年度はこれで良いとの話があったかと思いますが、今年の16年度になった時に13・14・15・16年度という形での刻みが入っていくのでしょうか。気になったのが、我々が白書で議論すべき見せ方のときに、非常に枠などが小さくなってくると思うのですが。

山本環境保全課長

現在は3年度分を載せておりますが、16・17年度となると増えていきます。当然、頁の中に入れようとすれば欄、文字ともに小さくなり、載せる限界というものが出てきます。通常は3年度分ですが、仮に16年度を載せたら13年度を消すのかということは、今回作成した状況で、見にくい場合は13年度を削除して14・15・16年度を載せる形になるかと思っておりますので、調整させていただきたいと思っております。

一方井副会長

よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

外山委員

他にないですか…。どうぞ。

一方井副会長

大森委員どうぞ

大森委員

5点あります。6頁の概況のところの真ん中に「～国や東京都の排出ガス対策が進められています」とありますが、それを受けて西東京市としてはどんな対策がなされているのかという事を分かりやすく書いて欲しいのですけれども。

次に、すごく初歩的な質問なのですが、「環境基準」と言ったら国の基準なのか都の基準なのかというのが良く分かりません。

次に38頁のところ…。

一方井副会長

それは15頁までの内容に関連していることでしょうか。

大森委員

それは後にします。

6頁に戻りますが、光化学オキシダントの状況の記述のところ、次回、加えた方がよいと思われる項目なのですが、これは新聞で読んだのですが、都は17年度から揮発性有機化合物-VOC-排出企業への自主規制指導に国に先駆けて乗りだした、と書いてあったのです。というのは、光化学オキシダントは窒素酸化物とVOCが太陽光を受けて化学変化を起こして発生するという事らしいのです。私はVOCというのもしりませんでしたし、揮発性有機化合物というものが光化学スモッグに関係していることを初めて知ったもので、この説明が次回に加わると良いのではないかと思います。また、現在市では揮発性有機化合物の抑制のためにどのような対策をしているのかということをお教え欲しいということと、VOCが測定できれば測定調査をして欲しいと思っておりました。最後に、次回に加えて欲しい項目としては、アスベスト対策について項目を加えていただきたい。これも新聞で読んだのですが、環境省は2010年までに中皮腫だけで6,000人、肺がんと合わせて最大15,000人が死亡すると測定していると発表していて、その状況が関わっている人以外の一般市民の健康にも忍び寄ってくると伝えてありました。非常に不安なので、これも環境白書で取り上げて、調査し、公表していただきたいと思

ます。自分自身が知りたいことは、子どもたちの通う学校などの公共施設の状況や、建設物の解体時にアスベストの対策がされているのかを知りたいと思います。

一方井副会長

その4点でよろしいですか。特に第3点目のVOCについては他の委員で詳しい方がいらっしゃると思いますが、事務局でお答えいただけますか。

山本環境保全課長

難しい問題です。委員の中でどなたか詳しい方がいましたら、解説をお願いできますでしょうか。

市川委員

今言われた光化学スモッグが起る原因については説明とおりです。西東京市が測定されているか分かりませんが、VOCには種類が多く化学物質が集まったものをVOCと言いますので、その1つひとつを測っていく必要があります。それを西東京市が測定しているかと言えば、おそらく測定していないと思います。そういう意味では無いデータは載せることはできません。アスベストも問題になっているのは今年からです。次回は16年度の白書なので、それらのデータを市が持っているか分かりませんが、そういったデータがあるかどうかになります。

山本環境保全課長

建物解体業者の申請件数は把握しておりますが、それ以上の詳しいデータというのは調査しないと分かりません。

一方井副会長

大森委員は、将来的にという考え方になるのでしょうか。

大森委員

今後、取り上げていただきたい項目ということです。

一方井副会長

4点については、今後、事務局での対応をお願いしたいと思います。

大森委員

初歩的なことですが、環境基準というのは国なのか東京都なのかよく分かりませんので教えていただきたいです。環境基準はどこが出しているのでしょうか。

山本環境保全課長

通常は国になります。

一方井副会長

よろしいでしょうか。

山本環境保全課長

今日は、この次第に沿いまして「環境白書について」が終われば、最初にお話したとおり次第5「その他」で環境講演会のお知らせと見学会のお話をして、日程等を調整できればと考えておりましたが、あと15分しかございませんので、最後の残り5分でも説明させていただけると有難いです。

一方井副会長

次回審議会に環境白書の内容をつなげることは可能でしょうか。12月開催時の審議内容はもう決まっているのでしょうか。

櫻井環境保全課長補佐

出来れば、本日いただいた意見を参考に、次回審議会には白書のたたき台をお示ししたいと考えております。

外山委員

まだ10数件くらいあるのですが。

櫻井環境保全課長補佐

そうしますと12月にもう一度、本日のような形で進めていくことになると、発行は遅れるかたちになります。

外山委員

いや、だからまだ10数件くらいあるんですがね。何件ありますかと言えば10数件くらいあります。

一方井副会長

15頁までで10数件あるのでしょうか。

外山委員

いいえ、そこまでいきません。15頁までで10数件とまでは言いません。全体を通してそれくらいです。

一方井副会長

木内委員どうぞ。

木内委員

個人の意見は色々あると思いますが、ここで議論になると時間的な制約もありますので、ご意見がありましたらファックス等を出していただいた方が良いと思いますが。

一方井副会長

他の委員の方のご意見はどうでしょうか。みなさんの審議会ですので、みなさんのご意見を賜りたいと思いますが。本日、まだ発言されていない方はいらっしゃいますでしょうか。木内委員どうぞ。

木内委員

すいません。11月にこの続きを議論することはないのでしょうか。

山本環境保全課長

当初の予定では、本日ご意見を伺って、それを基にして12月の審議会が予定されておりますので、そこでたたき台を提示して修正箇所の確認などを伺う予定でしたが、本日、最後まで議論できないとすれば...

外山委員

絶対数として少ないというような感じがあるのですが。いかがですか。回数が少ないという感じですが。

山本環境保全課長

当初の予算段階で、本年度は6回の開催になっております。その6回の範囲内で小委員会なども開催しました。この回数以上に開催することは、みなさんの予定や予算等がありますので、簡単に開催回数を増やすことは難しいです。

外山委員

ただ、12月の審議会ですと、そこにたたき台を出して云々ということになりますと、なかなか難しいと思いますよ。

山本環境保全課長

先ほども述べたように、本日ご意見がすべて出たとしたら、それを基にしたたたき台を作って「これでどうですか」と伺う予定でしたが、全部の意見が出終わらないということであれば、開催時間もありますので、次回にこの続きを行うことになるかもしれません。そうすればご意見はファックスまたは郵便という形になると思います。

外山委員

でも、そうなってもやむを得ないんじゃないですかね。

山本環境保全課長

外山委員はそうおっしゃいますけれども、他の委員のご意見はどうでしょうか。

一方井副会長

中村(賢)委員どうぞ。

中村(賢)委員

私もこういっては何ですけれども、市民の立場からするとかなりかけ離れた白書だというふうな感じからしますと、もう少し時間を掛けても私は市民の意見を取り入れるべきではないかな、とこういうふうに思います。ですから、もし、もう1回やって遅れるのであればこれはやむを得ない、こういうふうに私は思います。

一方井副会長

市川委員どうぞ。

市川委員

今、話を聞いていますとかなり細かな意見も出ています。この場はもう少し大きな、重要な意見だけを残りの時間で述べていただいて、数値挿入などの細かな件については先ほど木内委員が述べられたように、ファックスかメールで意見を事務局に提出して、2箇月ありますので事務局で整理・対応してもらう形でいかがでしょうか。この場は重要で「どうしても言っておきたい」という意見を述べるようにした方が良いのではないのでしょうか。

一方井副会長

今、市川委員からご意見が出ました。外山委員どうぞ。

外山委員

今のご意見なんですけども、過去においてもそういうケースが1回ありましたね。かなりあのようなやり方は個人に負担が掛かりますしね、せっかくファックスしたんだけど、それが誰がどう判断して反映させたのか、させなかったのか、そのところが明らかでないんですね。はっきりしないんですよ。ですから私はどちらかといえばファックス方式あるいは手紙方式はやめて、やはりこの場でやるべきだと思うんですよ。

一方井副会長

それでしたら、挙手をしていただいてどちらかの意見を決めていただき、残された時間を有効に使いたいと思います。

それでは市川委員のご意見方法で進めても良いとする方は挙手をお願いいたします。

(挙手半数以上)

一方井副会長

ありがとうございました。

難しいと思います。多数決という形で決めさせていただきましたが、残り10分から15分で、白書の最後まで部分でどうしても重要であるという事の意見を先に出していただきたいと思います。それではご意見のある方は挙手をお願いします。

外山委員

いなければ、いいですか。他の方いなければ。どうぞ。

中村(賢)委員

16頁の「水辺環境の保全」というところにですね、過去の状況としてやられるかどうか分かりませんが、水質とか流量しか書いてないんですよ。石神井川が例えば溢れたとか、今回、時間当たり70mmの雨が降った場合に、防災の観点からこの辺の状況を報告できないかと思います。

一方井副会長

少し視点を変えて、説明をしていただきたいということでしょうか。

中村(賢)委員

水辺というところで、石神井川を防災面から捉えた観点で、環境指標というようなものが付くかどうかわかりませんが、実際、石神井川が30mm対応しかされていないというのです。前回のように瞬間的に70mmの雨が降ったということからしますと、当然、洪水の恐れがあるというようなことで、その辺からも都の建設局になるか分かりませんが、やはり防災の面から水辺環境を捉えるべきではないかと思いません。

一方井副会長

1つの提案ということで、お願いしたいと思います。  
他にございますでしょうか。大森委員どうぞ。

大森委員

提案なのですが、次回までにファックスで意見を書かせていただくのですけれども、それはこの1冊についてなのですが、それを次回の審議会の時に一覧表というか、どなたがどんな意見をされたかというのを作っていただきたいのですが。ファックスで送られた意見を一覧表で分かるようにしてもらいたいのですけれども。

外山委員

続きで悪いんですけども、今言われたことはもっともだと思えますよね。どんな意見かということと、それはあれですかね、反映させる、させないという判断をされて出されるのですかね。そういうのを見て、そこで判断するのはですかね。

一方井副会長

金成委員どうぞ。

金成委員

私ももしファックスだったならば、手を加えないで、お名前とご意見を全部だしていただいたほうが、時間の節約にもなって審議も早くなり、そのようなやり方のほうが良いと思います。

大森委員

その時には、ご自分の意見に補足説明されたい方は補足説明されて、前回までファックスで送った意見がどなたがどんな意見をされているというのが、全然見えないまま審議が進んでいった部分があったので、それが無いようにしていただきたい。どんな意見があったんだろうというのは、すごく...

外山委員

そういった話が出ましたよね。

金成委員

賛成です。

中村(賢)委員  
賛成です。

外山委員  
賛否をどういうふうにしたかというのも、皆目、分からないという話をされましたよね。その辺もありますから、ぜひそれはやっていただきたい。

大森環境防災部長  
今、大森委員からお話がありましたように、みなさんが差し支えなければ、どなたがどういう意見を出したかという事を、時間がなければそのままの形で出させていただきますが、見やすい形でお示ししたいと思います。お名前とご意見が分かる形でのご提出をお願いします。

一方井副会長  
事務局から説明がありました。本日、ご意見できなった部分を含めて事務局まで提出していただきたいと思います。

大森委員  
いつまでに提出すれば良いでしょうか。

山本環境保全課長  
11月中旬ということで、15日(火)までにご提出いただきたいと思います。

外山委員  
確認しておきますけれども、それは一覧の形に出来たらしていただくと。その一覧をもって、ここで審議して採否を決めるっていう形にするんですか。

大森環境防災部長  
最初に私が申し上げたとおりです。みなさんで議論いただいて「これを提言しましょう」という形で提言をしていただく。

外山委員  
ですから、ファックスで来たやつをみなさんで審議すると、そういう理解でよろしいですね。ということは、ファックスは一方通行ですから他のみなさんは分からないわけですね。ですから、まず、みなさんから出た意見をここに集計してください、というのが大森委員だったんですね。ですからそれに基づいて審議して是非を決めるんですね、という確認ですよ。よろしいですか。そういうことですね。

一方井副会長  
お互いに意見の分かる形のために、ファックスで名前を書いて出すのですが…。

外山委員

出すのはのはいいんですよ、出すのは。その結果をどうするんですか。ここで審議した結果、これは反映する、これはやめるといった形になるんですか。それとも…。

大森委員

一意見ずつ、これは採用・不採用というのをきちっと審議会で詰めていてもらいたいと思います。漠然と出すのではなくて、1人ひとりの意見を審議してもらいたいと思います。

一方井副会長

希望は良くわかりました。

石部委員

よろしいでしょうか。最初に防災部長からの話がありましたけれども、審議会は決定機関ではないし、あるいは議員でもないわけですし、また、編集の担当者会議でもないわけです。従って本来はこういった文の構成だとかは専門の編集者がいるので、そういうところに任せるべきことは任せて、もっと本質的な点で決定的に「こういう表現では市民に誤解を与えるだろう」「こういう点はもっと入れてもらいたい」という、本来の方針全体の話し合いをして、その意見の中から冊子にまとめるというための話し合いの場なので、ここで1つひとつ出してこれを採用か不採用かというよりも、色んな意見を全部出して、その中で全体の審議会としてどういう方向でやったら良いかというのに有効な内容をみんなで話し合っていけば、それで良いのではないかと。ここで1つひとつ、採用・不採用も全部出していただいで、その中で直接、全体の方向性に影響があるようなものについてみんなで討議できれば、非常に有効だと思います。

金成委員

大森委員が言ったことも石部委員がいったことも、結果的には同じだと思います。ファックスで出して誰がどういう意見を言って、ここでこういう提言を選択して出すということだけで、後はもいかんともしがたいです。

外山委員

だから、そこまでいくまでに大森委員が言われたことをしていただきたい、ということでしょう。

大森委員

「これは提言したけれども書いていません」ということがあるので、やはりここではっきり審議会として分かるようにして、きちっと審議会の意見としてまとめて提出したいものです。

一方井副会長

他の委員のご意見はいかがでしょうか。木内委員どうぞ。

木内委員

ちょっと違うのですが、これを作成する側と審議して意見を述べる側と、考えが違うと思うのですよ。自分の意見が100%ここに採用されるとは限らないと思います。なぜかという、これを作る側は文書を作成して作る事務の方がいるわけですから、任せていただいて、意見を述べてその中で不足な部分は専門の方は分かると思いますので、私たちは意見を述べてその中からやっていただいて良いと思うのです。

一方井副会長

石部委員の意見に近いということですね。

木内委員

そうですね。難しいですよ、やっぱり。これをまとめて作成するというのは、時間的な制約もありますし、文書の内容もありますので、それを私たちが1つひとつ言っていたら、とりとめもなく、まとまらなくなります。そういうところは任せていって良いと思います。

一方井副会長

松永委員、伊藤委員、いかがでしょうか。

伊藤委員

昨年と同じ時期に3～4回、議論させていただきました。あの時に大きなフレームだとか章立てについてはかなり反映されておりますので、後は、ちょっと見て分かりにくい表現について意見が出ているのかと思います。先ほど私が述べた13・14・15年度の並べ方などは、ある意味、今日決められたほうが良いのではないかと思います。後は細かい内容などのご意見がまとまって提案として議論できれば、すんなり進むと思います。

一方井副会長

ありがとうございました。伊豆田委員はご意見ありませんでしょうか。

伊豆田委員

環境白書の作成に対して、環境審議会の委員にどのようなことが求められているのかということをはっきりさせるべきだと思います。環境白書を作るのか、それとも西東京市が作った環境白書に対して意見を述べる立場なのかということをはっきりさせるべきだと思います。もし作るのではなく、後者の意見を述べるということであれば、限られた会議時間内で、1人ひとりの意見を聞いていくのは難しいことだと思います。ですから、大切なところを審議会全体の意見としてピックアップして、それを方針として出せば良いのではないかと思います。私は環境白書を、作った立場ではなく、読む方の立場で見ましたが、非常におもしろいと思いました。ただ、先ほどどなたかが述べましたが、私も、もう少しカラーがあったほうが良いと思いました。前回の意見で変わったのかもしれませんが、小さい文字で細かく書いてあると感じました。私のような専門の者には良い資料として役立つのですが、市民の方はこんなに細かい資料が必要なのかというイメージです。おそらく、ぱっと見ただけで今の西東京市がどういう状況なのか分かれば良いのではないかと、というのが私の感想です。

一方井副会長

ありがとうございました。

方向的なものですが、1つひとつ細かく審議するよりも、大切なところを審議会として拾っていくという扱いをすることでよろしいでしょうか。

外山委員

異議あり。

主旨は分かりますけどね、専門家の方とは別に市民の目線というのがありますから、これは何のために作るのかと考えますとね、やはり一般市民、どこまでこういうデータがいるのかというお話も出ましたけども、いずれにしても市民の目線に立つ資料というのが一番大きなポイントだと思いますので、その辺はよく留意していただきたい。それともう1つは、ファックスを送りますけども、私の場合は前に審議されたことがどういうふうに反映されているか、反映されていない部分を主として出しますので、新たにどうこうということはありませんから、前の会議録を見たら分かることですが、私の場合はそういった観点からファックスいたしますので、これは初めて出たとは思わないようにしていただきたい、というふうに思います。前の復習版を出すわけですからね。

一方井副会長

他にご意見がございますでしょうか。

そうしましたら、そのファックス等を有効に審議会を進めるような方向のもので、みなさんにはご提出いただけるようお含みいただいて、11月15日までに事務局にお送りいただきたいと思います。

最後に次第の4「その他」ですが、事務局から何かございますでしょうか。

山本環境保全課長

2点ございます。1点目は、お手元にお配りしてございます環境講演会のお知らせでございます。11月16日に西東京いこいの森公園で実演・講演会を行いますので、ぜひご参加いただけますようお願いいたします。

2点目は、環境見学会の件でございます。横浜市の鶴見区に「環境エネルギー館」がございまして、ここの見学について東京ガス㈱から見学の提案がございました。まず、こういった見学会を実施するかについてみなさんにご提案いたしますが、いかがでしょうか。

金成委員

私はぜひ行ってみたかったので、設定していただけると有難いです。

木内委員

鶴見区ですと、送迎バスで時間はどれくらいかかるのでしょうか。

山本環境保全課長

朝9時の設定でいきますと、2～3時間かかるそうです。また、参加も自由参加を考えております。日程は事情もありまして来年の1月後半を予定しております。

参加費は無料ですが、お昼は各自で食事をとっていただく形になります。

一方井副会長

時間があまりありませんので、挙手をお願いしたいと思います。開催に賛成の方は挙手をお願いします。

反対はいませんね。では開催日についてですが、本日の時点がかまいませんので、ウィークデイのほうが良い方は挙手をお願いします。8人ですね。

土曜日が良い方。数名ですね。

本日の時点では実施する方向で、1月のウィークデイになるかと思います。

山本環境保全課長

出来れば、月曜日から金曜日の中で、どの曜日が良いかまで分かると助かります。

(一方井副会長が曜日の選択をみなさんに伺う)

一方井副会長

現時点では、第1候補は金曜日、第2候補は火曜・木曜日になりますので、よろしくをお願いします。

では、これで第4回環境審議会を終了したいと思います。

次回は第5回の審議会となりますが、12月19日(月)の午後7時からで、場所は本日と同じイングビルの3階になります。本日はお疲れ様でした。

(21時13分閉会)

以上